

## 浜松市環境保全型農業振興事業費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。)に基づき、農業の持続的発展と多面的機能(食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。)の健全な発揮を図るため、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)に掲げる事業を実施する農業者等に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(支援の対象及び交付率等)

第2条 この要綱による支援の対象取組及び交付率等は、別表に定めるものとする。

(交付の申請)

第3条 交付金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる各号の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1)交付金交付申請書(第1号様式)
- (2)実施計画書(第2号様式)
- (3)市税納付・納入確認同意書(第3号様式)
- (4)暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)
- (5)市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(給与所得者を雇用する事業者の場合に限る)
- (6)前4号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、交付金の申請があった場合はこれを審査し、適当であると認めた場合は、交付金交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は交付金を交付する際の条件とする。

- (1)交付金事業の完了により当該事業者には相当の収益が生じると認められる場合においては、当該交付金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (2)交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3)交付金事業者は、関係書類等を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を交付金を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならない。

(4)規則第 17 条第 1 項の規定により交付金の交付の決定の取消しを受け、交付金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

(5)交付金の返還の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき交付金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(6)市税を完納していること。

(変更の申請)

第 6 条 別表に掲げる重要な変更をしようとする者は、次に掲げる各号の書類を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1)変更承認申請書(第 6 号様式)

(2)前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の承認)

第 7 条 市長は、前条による申請が適当であると認めるときは、変更内容を承認し、申請者に変更承認通知書(第 7 号様式)により通知するものとする。

(実施状況報告)

第 8 条 交付金対象者は、当該事業が完了した後 1 箇月を経過した日又は 1 月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる各号の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書(実施要領規定)

(2)交付金対象者の生産過程において使用した肥料及び農薬、導入した技術など要件に即して対象活動を実施したことを確認するための内容を記載した生産記録(以下「生産記録」という。ただし、年度末に事業の完了が見込まれる場合は、その取組見込みを記載すること。)

(3)前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(実績報告)

第 9 条 申請者は、交付決定年度の翌年度の 4 月末日までに、次に掲げる各号の書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1)環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書(実施要領規定)

(2)前条の規定による実施状況報告書を見込みで提出した公布事業者にあつては、生産記録

(3)前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定通知)

第 10 条 市長は、第 8 条による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査又は実施状況の確認を静岡県知事に要請し、その報告に係る事業の成果(静岡県知事に実施状況の確認を要請した時は、静岡県知事からの確認結果を含む。)が事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適当で

あると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金の交付額確定通知書(第8号様式)により、静岡県知事に実施状況の確認を要請した場合にあって、実施状況確認結果通知書を添付して、申請者に通知するものとする。

(請求の手続き)

第11条 申請者は、交付金の交付額確定通知を受領した後、速やかに請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの交付金に適用する。

別表(第2条及び第6条関係)

交付の対象			交付率	重要な変更	
経費	事業主体	農地		経費の配分の変更	事業の内容の変更
実施要領に規定される対象者が実施要領に基づき行う対象活動に対する経費	実施要綱及び実施要領で定められた農業者の組織する団体または農業者	実施要綱で定められた農地とし、対象農地等の面積の測定は実施要領による	定額 (10a 当たり 交付単価に 取組み面積 を乗じた額)	経費の 30%を超 える減	事業実施 主体の変 更
活 動			10a 当たりの交付単価		
化学肥料及び化学合成農薬の使用を静岡県 of 慣行基準から原則として 5 割以上低減する活動とカバークロープを組み合わせた取組			8,000 円以内		
化学肥料及び化学合成農薬の使用を静岡県 of 慣行基準から原則として 5 割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組			4,400 円以内		
有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)の取組			8,000 円以内 (そば等雑穀又は飼料作物を栽培する場合には 3,000 円以内)		
その他市長が特に必要と認める取組			市長が別に定める額		

国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の額(参考:財源の内訳 国:2分の1、県:4分の1、市:4分の1)。ただし、国又は県の交付額に調整が行われた場合、市の当然負担分を超える額についてはこれを負担しない。

第1号様式(第3条関係)

浜松市環境保全型農業振興事業費交付金交付申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
法人・組織名  
又は  
氏名

印

年度において、浜松市環境保全型農業振興事業を実施したいので、交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

交付申請額

金	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---

第2号様式(第3条関係)

環境保全型農業事業計画書

1 取組内容別交付申請額

取組内容	取組面積	交付申請額
カバークロップ(緑肥)の作付け (10aあたり8,000円)	a	円
カバークロップ(緑肥)の作付け (ひえを使用する場合) (10aあたり7,000円)	a	円
堆肥の施用 (10aあたり4,400円)	a	円
有機農業の取組 (10aあたり8,000円)	a	円
有機農業の取組 (そば等雑穀・飼料作物) (10aあたり3,000円)	a	円
その他市長が特に必要と認める取組 (10aあたり3,000~8,000円)	a	円
合 計	a	円

第3号様式(第3条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長  
(取扱い 農業振興課)

交付金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

印

(法人の場合は法人代表者印 )

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の交付金交付申請に伴い、浜松市環境保全型農業振興事業費交付金交付要綱第5条の規定により、市において、交付金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請交付金 浜松市環境保全型農業振興事業費交付金

第4号様式(第3条関係)

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市環境保全型農業振興事業費交付金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印



第 5 号様式(第 4 条関係)

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

浜松市環境保全型農業振興事業費交付金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった浜松市環境保全型農業振興事業費交付金について、  
下記のとおり条件を付して交付決定いたします。

記

交付決定額

金	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---

交付の条件

- 1 交付金事業の完了により当該交付金事業者に相当の収益が生じると認められる場合  
においては、当該交付金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の  
全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 2 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、  
速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 交付金事業者は、関係書類等を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を交付金の交  
付を受けた年度終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- 4 規則第 17 条第 1 項の規定により交付金の交付の決定の取消しを受け、交付金の返還  
の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条  
の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 5 交付金の返還の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を  
納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき交付金または補  
助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第6号様式(第6条関係)

浜松市環境保全型農業振興事業費交付金変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
法人・組織名  
又は  
氏 名 印

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付の決定を受けた浜松市環境保全型農業振興事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

1 変更の理由及び内容

2 変更申請金額 円

第7号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

浜松市環境保全型農業振興事業費交付金変更承認通知書

年 月 日付け変更申請のあった浜松市環境保全型農業振興事業費交付金について、下記のとおり条件を付して承認します。

記

千	百	拾	万	千	百	拾	円
金							

条件

浜松市補助金交付規則及び浜松市環境保全型農業振興事業費交付金交付要綱を遵守すること。

第 8 号様式(第 10 条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

浜松市環境保全型農業振興事業費交付金交付確定通知書

年 月 日付け報告のあった浜松市環境保全型農業振興事業実施状況報告書を  
審査した結果、下記のとおり交付金の交付を確定いたします。

記

交付金の確定金額

金	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---

第9号様式(第11条関係)

浜松市環境保全型農業振興事業費交付金交付請求書

金 円也

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた浜松市環境保全型農業振興事業費交付金として上記のとおり請求いたします。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
法人・組織名  
又は  
氏 名 印

口座振替先金融機関名

口座名義人(フリガナ)

口座種別

口座番号